湘南わんクラブ会則

第１版：平成１９年１０月　４日
第２版：平成２７年　６月３０日
第３版：平成２８年　１月　１日

第１章 総則

１．名称：クラブの名称を「湘南わんクラブ」（以下本クラブ）とします。

２．所在地：本クラブの所在地を
茅ヶ崎市中島１０５６番地１－５０３　原　照恵　代表 方に置くものとします。

３．会則の改定：湘南わんクラブ会則の改定は、会則改定会議を開催し、改定内容について協議を行い、多数決によって決定します。

第２章目的及び活動内容

１．目的：人と犬との共生環境を考え、より良い環境作りの創造を目指し、会員同士のコミュニケーション、犬を通して市民や社会への理解と協調を深め、“心豊かな市民生活の向上”を目指すことを目的とします。

２．活動：目的を達成するために、ドッグランの運営管理を基盤として、飼い主と犬のマナー、躾の向上、公園や街の美化、防犯活動、その他本クラブの目的達成を達成するために必要な活動を行います。

３．ドッグランの運営管理：「湘南夢わくわく公園」内の「湘南ドッグパーク」の運営管理に関しては、湘南夢わくわく公園利用推進委員会が定めた会則、及び本クラブが別に定める「湘南ドッグパーク利用規定」に基づくものとし、その改定は本クラブの運営会議で協議し、多数決で決定します。

第３章 組織と運営

１．構成員：本クラブの目的、活動の主旨に賛同する会員により本クラブを構成します。

２．役　員：本クラブ運営のため構成員の中から次の各役員を選任します。

① 代表：本クラブを代表して、対外折衝、広報等にあたり、クラブ活動全般を総括します。

② 副代表：代表を補佐して、代表の都合によっては、その職務を代行します。

③ トレーナー：人と犬との絆、マナー、躾等の指導を行い、犬との関係に関わる相談等に乗ります。

④ 企画/広報部：本クラブの具体的な活動内容を企画立案し、その実行管理を主導し活動状況の対外 PR、情報収集等を行います。

⑤ 事務局：事務や活動を円滑に処理し、連絡通知や記録の作成を行い、必要あるときは活動内容の報告書の作成などを行います。

⑥ 会計：本クラブの会計事務を担当します。

⑦ 相談役：必要に応じて適任者を選任し、本会の運営状況の適法性、会計報告の妥当性などについて、助言を仰ぎます。

⑧ 役員の任期：各役員の任期は原則二年とし、任期終了年度の次年度年初に総会を行い役員の選任を行います。

３．運営：本クラブは、毎月開催される定例会議と、会員の発議によって、会長が召集する臨時会議の議決内容に従って、運営されるものとします。

① 会議参加資格：会員は、全員各会議への参加資格を有するものとします。

② 会議の成立条件：会議は当日の参加会員が５名以上の場合成立するものとします。

③ 議案の議決：定例会議、臨時会議とも、議案は会議参加者の多数決によって議決されます。賛否同数の場合は代表が決定するものとします。

④ 会議開催通知：代表を頂点とする、会員相互の連絡網を通じ、メール、FAX、口頭等により会議開催が会員全員に通知されます。

第４章 会費と会計

１．会費：会員は、別途定める会費を、本クラブに納入するものとします。また、諸活動を通じて得られた収入については会費と同等な取り扱いをします。

２．会費及び収入の使途：本クラブの活動費用、運営費用に充てるものとします。

３．会計：会費等は会計担当役員がこれを管理、会計事務を行う。活動費用、運営費用などの経費は活動を行う担当者に実費を支出するものとします。

４．会計報告：各年次の年度末に会計担当役員は、当該年度の収支報告書を作成して、会員に報告するものとします。

第５章 法令の遵守

１．法令の遵守： 本クラブの活動を行うにあたっては、いかなる場合においても法令を遵守してこれを行うものとします。

－以　上－